

(前頁より)

先ず意識の近代化を

さて、「これからの中小企業の「えは文句を言つてはなからう」在り方」に入るわけですが、まず第一に申上げたいのは、経営者の意識の近代化ということです。

設備の近代化や技術の革新、あるいは経営管理の近代化をやる前に、時代の意識と申しますか、頭の切りかえがどうしても必要です。「これは俺の企業だ、どうしよう」と俺の勝手だ、労働者は俺が使うと申しているのだ、月給さえ賃と申上げる次第です。

設備の近代化を

第二の点は、なんと申しまして、設備を近代化して行かねばならないというのだと思ひます。

同じ努力をしましても、よい設備、よい機械がありませんと、能率が上がるのは当然ですし、また、労働力の不足を補うという点から、どうしても斬新な機械設備を入れておくことが、これからの中小企業の在り方として必要なことは、私から申上げるまでもないことだと思ひます。

ただ、中小企業の方々の中には設備の近代化になかなか取り組まない方があると同時に、一方においては、行き過ぎの方も非常に多く、近代化制度、近代化費をという言葉が出てくる所以なので、しかし、近代化をやつて倒産するのは、そのやり方が悪いのであって、この点は大いに注意する必要があります。

企業の方は、ある程度ふところ具合がよくなつてきますと、名譽欲が出て、いろいろな肩書を得たいが、中には、役ならばコウヤク(膏藥)でもよい、長とはウヤがつくなら毛ウチヨウ(冒瀆)でもよいという人があつて、名刺の裏に肩書を書ききれなくて、裏側に入れておくことが、これからの中小企業の在り方として必要なことは、私から申上げるまでもないことだと思ひます。

手銭手弁当でやつていたとくことですから結構なことで、また、そういう方がなければ中小企業運動も前進しないのですが、そういうことのために、自分の経営を見失つてしまつてもごさいいますので、くれぐれも注意されたいと思ひます。

もう一つの欲望は、事業を拡大したいという欲望が非常に強いといふことです。それ自体は成長発展ですから悪くはないのですが、余り急激に過ぎると、躓跌を生じます。中には、親工場から一人が作つたパーキンソン

二つの欲望

分野もあつて、それが中小企業の内野であるにも拘わらず、拡大するに結びついた例が非常に多いので、これからの中小企業の在り方を考える場合に、非常に大切なことではないかと思ひます。

パーキンソンの法則
イギリスのパーキンソンという人が作つたパーキンソン法則

理化のため生産設備を拡大する注文をやるから」ということで止むを得ず拡大しますと、注文がこななくなつて手をあける、という例もかなり多いのですが、ともかく拡大したいという欲が強いようであり、規模が大きくなると役に立たないものに投資してはいけぬ、ということに戒められたものが、市場や技術の関係で、中小単位でないとならなかつたが、設備の近代化はせ

の中に、「企業が本社の社歴の立派なもの建築したときが、その企業の凋落して行く時点である」と言つておられます。勿論、中には

それについて考えさせられることは大切な問題です。

それは、中小企業における資本構成とは、固定資産は自己資本で賄ふのが理想であつて、固定資産をだんだん多くなりつつあるということでは、

外国では二分の二が自己資本で残り三分の一が借入資本だと言われており、日本も戦前はそうでしたが、最近では自己資本比率がどんどん下つてきて、今や、大企業も含めて、大蔵省の法人企業統計によりますと、自己資本比率は二〇%を割るような事態になつてきており、中小企業だけでは一四%だといふことです。

自己資本の不足は、企業体質を弱め、抵抗力を弱くし、一寸した病氣でも命取りになりますので、これからの中小企業の在り方として

自己資本の充実を

自己資本の不足は、企業体質を弱め、抵抗力を弱くし、一寸した病氣でも命取りになりますので、これからの中小企業の在り方として

この問題は、今更申上げるまでもないことですが、これからの中小企業はせむも専門化して行かなければならぬと思ひます。誰が、自分に特徴のある専門的なものを持つていまして、親工場もそのためには、構造変化の非常にきびしい時代に生き残つて行くことはできません。

例えば、親会社からむづかしい条件をつけられるとか、代金の支

技術の向上開発

この問題は、今更申上げるまでもないことですが、これからの中小企業はせむも専門化して行かなければならぬと思ひます。誰が、自分に特徴のある専門的なものを持つていまして、親工場もそのためには、構造変化の非常にきびしい時代に生き残つて行くことはできません。

例えば、親会社からむづかしい条件をつけられるとか、代金の支

経営管理の近代化

旧態依然とした経営ではもつて行けない時代になってきますので、どうしても経営管理を近代化しなければなりません。

それには、まず勉強することが第一です。

その手取り早い方法の一つと



青年部会 総会

内 外 国
特許と商標の出願
懇切取扱

成島特許

港区新橋1丁目18番地-19号
キムラヤ大塚ビル6階

電話 (502) 0638, 0639

山 本 登 商 店

大田区蒲田 4-43-12
電話 (731) 0453 (732) 9735

(次頁へ)

業務報告

二月商業手形割引取扱高
一七、五二一、四二八円

二月共同購入業務取扱高
一、二五〇、三三九円

二月一日 幹部会
①小島職員退職に伴う退職金に関する件
退職金規定に基づき、一三三、〇〇〇円を支払うことに決定。

②武山顧問謝礼の件
日野金屬産業株式会社供託金四六五、〇〇〇円の差押費用並びに謝礼として三〇、〇〇〇円を支払うことに決定。

③不渡手形事故に関する件
S製造工業の不渡手形については、担保の設定、個人保証付返済手形の差入、並びに返済方法として、始めの六月は毎月十万円宛その後毎月十五万円の申入れをするに決定。

④食堂設置に関する件
蒲田工業会館を閉車寄せの場所に、コスモ企業株式会社(エアータミナルホテル、ル・シエール等経営)より食堂設置方の要請があったので、その条件等について審議。

二月二日 東京部委託訓練生募集について通知。
二月二日 冬期講習会(中央会主催)に参加。
二月三日 冬期講習会(中央会主催)に参加。
二月四日 冬期講習会(中央会主催)に参加。

二月六日 幹部会
コスモ企業株式会社と食堂設置の件について懇談協議。
二月九日 役員会(青年部会)
①昭和四十一年度事業報告承認の件

報告書通り承認可決。
②昭和四十一年度収支決算報告承認の件
報告書の通り承認可決。
③昭和四十一年度剰余金処分案承認の件
原案通り次期に繰越すことに決定。

④昭和四十一年度事業計画案承認の件
原案通り承認可決。
⑤昭和四十一年度収支予算案承認の件
原案通り承認可決。

⑥総会日時決定の件
講師の都合により、二月二十七日(月)午後四時より開催することに決定。
⑦総会場所決定の件
蒲田工業会館において開催することに決定。

⑧記念講演に関する件
左の通り決定。
「テーマ」Ⅱ「これからの中小企業の在り方」
Ⅰ「講師」Ⅱ全国中小企業団体中央会専務理事福川宮雄氏
Ⅲ懇談懇親会開催に関する件
会費七〇〇円とし、蒲田工業会館において行うことに決定。

⑨総会における役割決定の件
左の通り決定。
⑩総会招待来賓に関する件
左の方々を招待することに決定

大田区長、大田区経済課、大田工連会長、前年度見学工場、友誼青年部会。
⑪機関紙編集に関する件
イ、二月号編集について

口、三月号編集方針について
⑫三月事業に関する件
左の通り決定。

イ、経営サロン(第二回)
日時Ⅱ三月八日(第二水曜日)
午後六時、テーマⅡ「昇給状況報告、その他」
口、月例研究会
テーマⅡ「経営懇談」一、日時Ⅱ三月十三日(十八日)、講師Ⅱ赤井電機株式会社社長長赤井三郎氏。

⑬大田区長より諮問に関する件
協業化について、大田区長より工運青年部に諮問があったので、蒲田工業協同組合青年部会として意見をまとめるため、協議の結果左の通り決定。
イ、協業化を急ぐべき業種
大企業と競合するような業種は早急に協業化を図らなければならぬ。(一般大衆を対称とする製品、一口ロットの数の多い製品)
この業種と雖も、同志的結合のもとに、可能な部分から協業化を図り合理化すべきである。
ハ、協業化への方向
営業の協業化Ⅱ工場では外注合理化のため、第一次下請を整理の方向に進みつつあるが、これに呼応して下請の窓口もなるべく単一化するため、同業種又は異業種の同志的結合による協業化。(第一次下請として残る)
事務の協業化Ⅱ労務事務、経理事務等共通の事務の協業化。
製造の協業化Ⅱ高エネルギー設備による協業化、特殊機械設備による協業化。
輸送の協業化。
その他、業種懸隔により、購買部門、検査部門、研究部門、包装部門、教育・厚生施設等いろいろ考えられる。

二月九日 月例研究会(青年部会)
二月九日 月例研究会(青年部会)

二月の月例研究会を左の通り開催。二月十日 区長と懇談(青年部会) 二月十五日 工運青年部会委員会
午後六時より大田区産業会館にて
二月九日 月例研究会(青年部会)

二月十日 区長と懇談(青年部会)
二月十五日 工運青年部会委員会
午後六時より大田区産業会館にて
二月九日 月例研究会(青年部会)

二月九日 月例研究会(青年部会)

二月の月例研究会を左の通り開催。二月十日 区長と懇談(青年部会) 二月十五日 工運青年部会委員会
午後六時より大田区産業会館にて
二月九日 月例研究会(青年部会)

二月十日 区長と懇談(青年部会)
二月十五日 工運青年部会委員会
午後六時より大田区産業会館にて
二月九日 月例研究会(青年部会)



「経営苦心談」を聞く、講師神田殿氏(青年部会)

安全を保証する
サト-の保護具

産業用安全衛生保護具のことなら、なんでも揃っているサト-に御用命下さい。

★御一報次第カタログ御送ります

株式会社 サト-

本社 品川区南大井3-33-8
電話 (762) 0846 (代表)
(763) 7211 (代表)
東京大森工場・茨城石岡工場

燃料油 潤滑油 卸小売
プロパン

有限会社 降旗商店

東京都大田区西六郷1丁目50-11
電話 蒲田 (733) 0368 代表
(731) 5733

(前頁より)

期間は、昭和四十二年 月 日から満三ヶ月とする。

但し、二ヶ月前の予告により、双方の協定を以てこれを更新することができる。

第五条 乙は甲に対し、昭和四十二年 月 日以降、月額二万円也の食堂施設利用料を、毎月日限り持参又は送金して支払わなければならない。

乙が前項の施設利用料を三ヶ月分以上延滞したとき、その他本契約に違背したときは、甲は本契約を解除し、直ちにその明は渡しを求めることができる。

第六条 乙の食堂営業に関する営業時間、献立、甲の利用に対する細目等は、甲、乙間において別途協定により、これを定める。

第七条 乙は、甲の書面による承諾なくして、第二条に定める権利を他に移転し、もしくは賤買し、その他営業形態を変更してはならない。

乙は、第一条の食堂施設を食堂営業以外の用に供してはならない。

第八条 第四条の期間は、甲、乙の合意により、これを延長することができる。

乙とも三ヶ月前の予告を以て、右の通り契約したことを証する本契約を解約する事ができる。

前項の場合においては、乙は名捺印して、各その一通を保有する第一の食堂施設に対する一切の権利、利益を放棄し、甲に対し何等の請求をなさない。

乙が第四条の期間前に解約する場合は、前項の外、甲に対し、解約金として残存期間分に相当する賃料の二分の一額を支払わなければならない。



ことばの泉

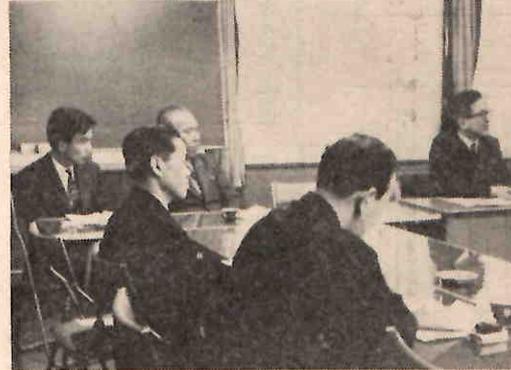
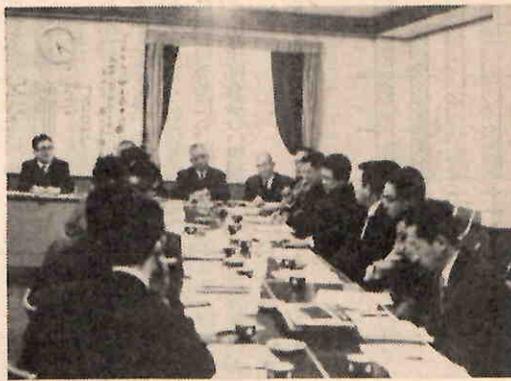
一つは、ユダヤ文化から発生したという説で、もう一つは、中国の戦国時代に出来たとする説であります。

ユダヤ説は、「旧約聖書」のはじめに、ユダヤ文化から発生したという説で、もう一つは、中国の戦国時代に出来たとする説であります。

七曜のはじまりといわれていま約二、四〇〇年くらい前に、天に火星・水星・木星・金星・土星の五つの惑星を発見し、これを「アスター」(火星)、「ベネチア」(金星)、「ジュピター」(木星)、「マーキュリー」(水星)、「サターン」(土星)と名づけた。

七曜のほかに、月・火・水・木・金・土の七曜のこと。この七曜のいわれには、二通りの説があります。

七曜とは、日・月・火・水・木・金・土の七曜のこと。この七曜のいわれには、二通りの説があります。



青年部会 総会 風景

乙とも三ヶ月前の予告を以て、右の通り契約したことを証する本契約を解約する事ができる。前項の場合においては、乙は名捺印して、各その一通を保有する第一の食堂施設に対する一切の権利、利益を放棄し、甲に対し何等の請求をなさない。乙が第四条の期間前に解約する場合は、前項の外、甲に対し、解約金として残存期間分に相当する賃料の二分の一額を支払わなければならない。

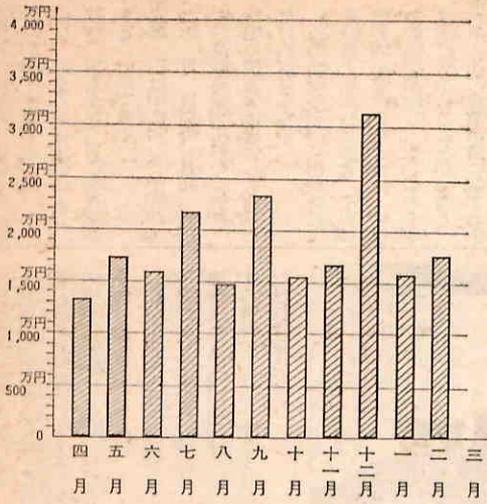
営業品目
研削砥石 研磨布紙
ダイヤモンド工具 研磨微粉
研削油 研磨機械
中央砥研材株式会社
東京都文京区湯島3丁目12番1号
TEL (833) 9781代 (831) 9760

Totoku. 東特 ゴールデン標準バイト
製造品目
①高速度鋼材 ②完成バイト
③付刃バイト ④超硬バイト
⑤彫刻バイト その他バイト一式
蒲田工業協同組合指定
東京特殊鋼株式会社
サービス部 TEL (962) 4551(代)

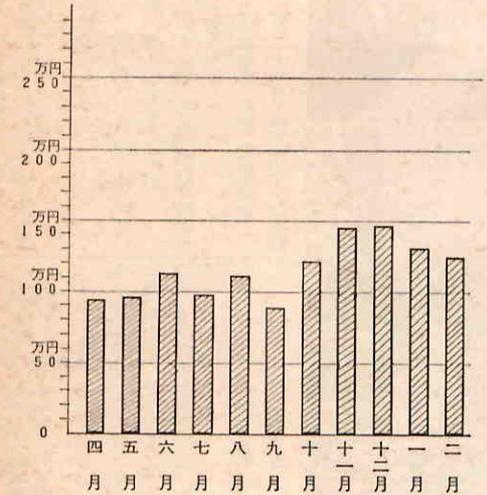
作業服・事務服
大田区産業会館に常時展示されています
(732) 7871(代)
倉敷紡績・東洋紡績・ニチポ一京浜地区代理店
蒲田工業協同組合指定業者
日本航空生協指定業者
三菱重工生協指定業者
日本信販職域指定業者
旭産業株式会社
大田区南蒲田2丁目28番6号
(732) 7871・7872・7873・7874
7875・7876・7877
工場 岡山県井原市井原町966の1
TEL(井原) 383・494

学校新聞
組合協会会報
校友会雑誌
卒業記念アルバム
株式会社 栄輝堂印刷所
東京都江東区深川新大橋2の5
電話 東京 (634) 4761(代表)

昭和四十一年度商業手形割引取扱高



昭和四十一年度共同購入業務取扱高



会議集会は 蒲田工業会館で

電話 (732) 7821 (代) ~ 3

時給会
①昭和四十一年度事業報告承認の件
②昭和四十一年度収支決算報告承認の件
③昭和四十一年度剰余金処分案承認の件
④昭和四十一年度事業計画承認の件
⑤昭和四十一年度収支予算案承認の件
⑥昭和四十一年度決算案承認の件
⑦原案通り承認可決
⑧原案通り承認可決
⑨原案通り承認可決
⑩原案通り承認可決
⑪原案通り承認可決
⑫原案通り承認可決
⑬原案通り承認可決
⑭原案通り承認可決
⑮原案通り承認可決
⑯原案通り承認可決
⑰原案通り承認可決
⑱原案通り承認可決
⑲原案通り承認可決
⑳原案通り承認可決
㉑原案通り承認可決
㉒原案通り承認可決
㉓原案通り承認可決
㉔原案通り承認可決
㉕原案通り承認可決
㉖原案通り承認可決
㉗原案通り承認可決
㉘原案通り承認可決
㉙原案通り承認可決
㉚原案通り承認可決
㉛原案通り承認可決
㉜原案通り承認可決
㉝原案通り承認可決
㉞原案通り承認可決
㉟原案通り承認可決
㊱原案通り承認可決
㊲原案通り承認可決
㊳原案通り承認可決
㊴原案通り承認可決
㊵原案通り承認可決
㊶原案通り承認可決
㊷原案通り承認可決
㊸原案通り承認可決
㊹原案通り承認可決
㊺原案通り承認可決

青年部会四月事業予告

第三回経営サロン
日時 四月五日(水) 午後六時より
場所 蒲田工業会館
テーマ 1. 生産奨励給について
2. その他
指導 経営コンサルタント 一倉定氏
久しぶりに、一倉先生が出席され、生産奨励給、その他についてご指導して下さいますので、また一段と有益な経営サロンになると思っております。お誘い合わせの上、多数ご出席賜りますようお願い申し上げます。
尚、準備の都合もございまして、四月三日までに出入りして下さいます。
四月月例研究会
日時 四月十四日(金) 午後六時
場所 蒲田工業会館
テーマ 「適正規模について」
講師 東京都商工指導所 工業部主任指導員 山田一郎氏
中小企業近代化促進法によって、指定業種には適性規模をうち出して、その規模に導くよう努力が払われております。しかし、自分の企業が属する業種の適正規模は果してどうだろうか、そして自分の企業はそれに対してどんなポジションにあるのか。研究してみようではありませんか。
尚、追って文書にてご通知申し上げますが、あなたの予定に組入れておいて下さい。
お誘い合わせの上、多数のご出席を期待しています。

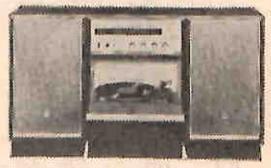
コロムビアファインカラーテレビ



19CK2型 (普及型)
19ファインカラー・コンソレット
現金正価 165,000円
現金斡旋価格 141,000円
月賦斡旋価格 155,100円 (20回)

白黒テレビ
ステレオ
テープレコーダー
楽器
その他全製品

を特別価格にて
斡旋致して居ります (現金及び月賦15回払い)
尚、アフターサービスは完全、迅速に致します
申込及びお問合せ先 蒲田工業協同組合 電話 (732) 7821~3



セパレートステレオ
5S-30F型
現金正価 59,800円
現金斡旋価格 50,000円
月賦斡旋価格 55,000円 (15回)

蒲田工業協同組合

TEL (732) 7821-3

取扱品目

1. 超硬工具(バイト、工具) (三菱、東芝)
2. 作業衣、帽子
3. 安全靴、保安帽
4. ウエス、軍手
5. 金属製机、椅子、書庫、ロッカー、部品棚
6. 油及び塗料
7. 砥石、ベルト、化学薬品類

御一報次第直ちに参上して御見積り致します何卒御利用下さい。



大田区蒲田三ノ一四ノ一四 (京浜線踏切前)
電話蒲田 (732) 三四四〇
三三四四〇
七三七四〇